

2.2 農業農村整備事業の促進について

(財務省、農林水産省、(独)水資源機構)

【内容】

- (1) 農村地域の自立、活性化、県民の安心・安全を確保するため、農業農村整備事業の充実強化を図るとともに、地域ニーズにあった事業が推進できるようにすること。
- (2) 食料自給率向上に向けた基盤整備を促進するため、三河地域を始め県内各地で実施しているかんがい排水事業、畑地帯総合整備事業、経営体育成基盤整備事業を促進すること。
- (3) 農村地域全体を集中豪雨や大規模地震などの自然災害から守るため、尾張地域の海拔ゼロメートル地帯を中心に実施している湛水防除事業、地盤沈下対策事業、海岸整備事業を促進すること。
また、県内にあるため池のうち、地震発生時に崩壊する恐れのあるため池の耐震対策を実施する老朽ため池整備事業、防災ダム事業を促進すること。
- (4) 現在も県内に埋設され、農業用水路として使用されている石綿セメント管を他の管種に付け替える、特定農業用管水路等特別対策事業を促進すること。
- (5) 本県農業の基盤を支える基幹水利施設を整備・更新する国営新矢作川用水事業、国営新濃尾総合農地防災事業、水資源機構営豊川用水二期事業を推進し、早期完了を図ること。


(背景)

- 本県内に約25,000kmある用排水路や約1,000箇所ある用水機場、約400箇所ある排水機場などの農業水利施設については、地域の貴重な社会資本ストックとして、また県民の生命・財産を守る施設として、それぞれの耐用年数を考慮した適時・適切な整備・更新が課題となっている。さらに、地域からの多様な要望に応えるため、地方が地域のニーズにあった計画を策定し、農村地域を総合的に整備することが重要である。このため農業農村整備事業の充実強化を一層図る必要がある。
- 食料自給率を向上させるには、生産コストの大幅な低減や担い手農家への農地利用集積を進める農地の大区画化、用水路のパイプライン化等を実施する経営体育成基盤整備事業、畑地帯総合整備事業及びかんがい排水事業等を促進する必要がある。
- 尾張地域の海拔ゼロメートル地帯を中心に集中豪雨等の際には、農業用の排水機場がまさに地域の生命線として農地のみならず民家や公共施設などを含めた排水対策を担っており、こうした排水機場の耐用年数は30年～40年であるため、計画的な整備・更新が大きな課題となっている。県内に400箇所以上ある農業用排水機場のうち、湛水防除事業や地盤沈下対策事業の対象となる基幹的なものが約230箇所あり、毎年7箇所程度を事業化していく必要がある。


- 県内には約3,000箇所の農業用ため池があり、その全てが東海地震に係る地震防災対策強化地域、或いは東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域内にある。大規模地震の際、ため池の堤体が崩壊すれば農地のみならず人命や住宅、公共施設にも甚大な被害を与える危険性があることから、現在約350箇所ある崩壊の恐れのあるため池の耐震対策を実施する老朽ため池整備事業や防災ダム事業を促進する必要がある。
- 石綿セメント管は低価格かつ軽量で施工性が良かったことから、昭和30年代から50年代にかけて大量に生産され、愛知用水、豊川用水、木曾川用水などの大規模用水事業やその関連事業により多用された。現在も約1,200kmが農業用水路として利用されており、近年、老朽化による漏水事故が頻発していることから、抜本対策として他の管種に付け替える特定農業用管水路等特別対策事業を進めている。しかし、平成21年度末における改修延長は65kmにとどまっております。更に促進を図る必要がある。

(参 考)


農業農村整備事業の実施例




国営新濃尾総合農地防災事業
(工期 H10～26)




国営新矢作川用水事業
(工期 H6～23)




かんがい排水事業
村高地区 (工期 H18～24)



湛水防除事業
蜂須賀地区 (工期 H18～24)



畑地帯総合整備事業
伊良湖2期地区
(工期 H21～26)



水資源機構営
豊川用水二期事業
(工期 H11～27)